

船舶事故等調査報告書

平成23年2月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第95号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年8月25日 09時00分ごろ	
発生場所	熊本県熊本市熊本港 百貫港灯台から真方位221° 3.2海里付近 (概位 北緯32° 45.5′ 東経130° 33.6′)	
事故等調査の経過	平成22年10月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 ほくせい、19トン 295-42579鹿児島、有限会社竹山海運 B 浚渫船 第六十八 ^{あいむ} 愛夢丸、不詳 なし、株式会社森崎建設工業	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 両舷推進器損傷 B 錨鎖に擦過痕	
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、熊本港において、係留していた錨泊中のB船から後進して離船作業中、風潮流により流され、平成22年8月25日09時00分ごろ、B船の錨鎖と接触した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約3.0m/s 海象：潮汐 ほぼ高潮時、潮流 東流約0.5ノット	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船は、熊本港において、錨泊中のB船から後進して離船作業中、風潮流を考慮した適切な操船を行わなかったことから、圧流されたものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、熊本港において、錨泊中のB船から後進して離船作業中、風潮流を考慮した適切な操船を行わなかったため、圧流されてB船の錨鎖と衝突したことにより発生したものと考えられる。	